

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社 田中工業 埼玉県比企郡鳩山町赤沼447

2 指名停止期間

令和4年1月26日 ～ 令和4年3月25日 (2ヵ月)

3 指名停止の理由

株式会社 田中工業の一般役員（会長）が、令和2年5月20日の埼玉県鳩山町発注の2件の土木工事の入札に関し、元鳩山町職員（産業環境課再任用職員）から事前に工事価格の情報を入手し、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして令和3年5月11日に公契約関係競売等妨害容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月2日、同容疑でさいたま地検に起訴された

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 略	

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149  
担当：経理課契約適正化専門官